

令和2年度 政策課題・提言 (総務産業常任委員会)

1 道の駅那須高原友愛の森について (観光商工課)	
課題	那須高原友愛の森は、施設ごとに運営主体が別で、道の駅として、全体を見据えた運営が出来ていない。また、直売所については未だに品切れの状態が解消されていない。更に、直売所は狭く常に密集している状況である。
提言	(1) 運営は管理能力、企画力など総合的に優れた会社の体制にすること。 (2) 再整備計画については、直売所は拡充し、他の施設は必要最小限にとどめること。
<p>現状</p> <p>(1) 友愛の森運営の一元化を図るため、那須未来株式会社を中心に施設全体の管理・運営を行えるよう調整を進めています。</p> <p>(2) 直売所は拡充、他の施設は必要最小限にとどめるとした再整備基本計画に基づき、次年度以降の直売所整備を進めています。</p> <p>考え方・対応策</p> <p>(1) 令和3年4月以降、那須未来株式会社を中心として、なすとらん倶楽部運営組合及び工芸振興会を段階的に一元化、並びに直売所(物産部含む)の整備と並行して直売所組合との一元化を予定しています。</p> <p>(2) 次年度以降、直売所(物産部含む)の整備に向け、設計委託を予定しています。直売所建築にあたっては、混雑時にもスムーズに買い物ができ、また、利用者がカートを押しながらすれ違うのに十分な広さを確保できるよう規模拡充を図っていきます。他の施設については、既存施設の有効活用を図るとともに、新築する施設は必要最小限の建築面積とし、事業費の節減に努めていきます。</p>	
2 農業公社の運営について (農林振興課)	
課題	農業公社は、開設から3年が過ぎたが、周知度の低さから事業内容が町民に理解されていない。また、町から公社に多額の補助金が支出されているが、目玉になるべき事業など成果が得られていない。
提言	(1) 農業公社の果たすべき役割や事業内容を、広く町民に周知すること。 (2) 特に主要事業である町民農園事業、農地集積促進事業、新規就農受け入れ事業等の達成率を高めること。
<p>現状</p> <p>(1) 広報及びホームページにて、農業分野における農業公社の事業運営や各種支援事業を紹介しています。</p>	

(2) 町民農園事業については、公社理事会において候補地の選定や実施方法の検討を進めるとしており、近隣市町の状況や農園の開設方法等を調査しています。農地集積促進事業は、従来通り希望する農業者への助言や支援を行っています。新規就農受入に関しては、令和元年に那須町酪農振興協議会を立ち上げ、酪農就農希望者に対する就農希望者へのサポート体制を整えてきています。また、酪農以外の就農希望者に対しても公社が窓口となり、助言やサポートを行い、必要に応じて県や関係団体と連携し支援事業などの情報を提供しています。

考え方・対応策

(1) インターネット環境がない町民への周知を図るため、引き続き、町広報紙等で周知を行ってまいります。

(2) 町民農園事業の実施に関しては、担い手や新規就農者の確保などが喫緊の課題でもあるため、特に新規就農を希望する方に、町民農園を開放し就農に向けた体験的な場として利用することにより早期就農を図るなど事業内容について検討を進めてまいります。

農地集積事業については、各農業者の希望に添えるよう今後も適切な対応を行ってまいります。また、新規就農者の受入は、公社が総括窓口として相談を受け、就農者の希望に合わせた就農プログラムを提供し、補助支援や就農情報などを提供し早期就農を図ってまいります。

3 企業誘致の新たな取り組みについて (企画財政課・ふるさと定住課)

課題
 那須町は、サテライトオフィスやワーケーション候補地として地理的条件、周辺環境状況から大きな潜在力を有している。そのため、都市機能分散の取り組みが注目されるこの時期を逃さず企業誘致活動及び、雇用の創出を図る政策をいち早く進める必要がある。

提言
 (1) サテライトオフィス、ワーケーションなど企業誘致に関し、戦略的に進める体制を整備すること。また、窓口を一本化すること。
 (2) 積極的な情報発信、情報取得体制を構築すること。
 (3) 誘致企業に対し、各種支援策、税等の優遇策を講じること。

現状

(1) 現在、お試しサテライトオフィス1か所を設置し、都市部の企業の利用を促進しています。また、サテライトオフィス等に関する事業を積極的に実施するため、定期的に関係部署が集まり、協議をしているところです。なお、窓口はふるさと定住課となっています。(ふるさと定住課)

<p>(2) 情報発信については、現在総務省のホームページや町のホームページで発信しています。(ふるさと定住課)</p> <p>(3) 企業誘致に係る支援については、那須町企業誘致及び立地促進条例に基づき奨励金を交付することとしております。(企画財政課)</p> <p>考え方・対応策</p> <p>(1) 今後も関係部署等との連携を図り積極的に取り組んでまいります。(ふるさと定住課)</p> <p>(2) 栃木県など関係機関等と連携を図りPRを強化するとともに、東京一極集中の低減化を図るため那須町にサテライトオフィスを設ける企業に対しては支援措置を検討してまいります。(ふるさと定住課)</p> <p>(3) 町による産業団地の造成は難しいことから、企業誘致に係る対応方法は、ニーズに応じた事業用地の「仲介・紹介」としてしています。(企画財政課)</p>
--

令和2年度 政策課題・提言 (民生文教常任委員会)

1 学校の新型コロナウイルス感染症対策について (学校教育課)	
課題	<p>学校の新型コロナウイルス感染症対策について、国が示す「学校の新しい生活様式」を取り入れた対策が必要である。</p> <p>人数が多いクラスは、特別教室を使って2クラスに分けることになるが、対象となる特別教室にはエアコンが設置されていない。</p>
提言	<p>(1) 普通教室としての使用が想定される特別教室については、エアコンを来年夏までに設置すること。</p>
<p>現状</p> <p>(1) 那須町の小中学校の空調整備については、普通教室全室及び一部特別教室及び保健室等の管理諸室に設置されております。</p> <p>考え方・対応策</p> <p>(1) 町内の小中学校においては、施設の老朽化による改修についても課題であり、各学校の実情や改修等の優先度合い、財政状況を検討し対応しております。空調整備につきましても、基本的には国の財政支援が受けられる大規模改修等とあわせて整備してまいります。</p>	
2 不登校対応について (学校教育課)	
課題	<p>不登校児童生徒数が全国的に増加している。当町においても不登校児童生徒が増えており、その予防及び支援が急務となっている。</p>

	<p>不登校児童生徒のため、学校を安心できる場所にすることや、教育相談室の教育環境を整える必要がある。</p>
<p>提言</p>	<p>(1) 不登校児童生徒が増える傾向にある学年には、優先的に学習生活支援員を配置すること。</p> <p>(2) スクールソーシャルワーカー等の拡充を行い、更なる有効活用を図ること。</p> <p>(3) 不登校児童生徒の通室の利便性を高めるため、教育相談室を新たに那須中学校区内にも設置すること。また、現在の老朽化した教育相談室の環境改善を図ること。</p> <p>(4) 不登校児童生徒の学習支援のため、オンラインでの授業参加が出来る環境を整えること。</p>
<p>現状</p> <p>(1) 近隣自治体が教育活動指導助手を大幅に削減するなか、那須町では現状を維持し、小学校に 18 人、中学校に 7 人、計 25 人の教育活動指導助手を配置しており、その学校の実情にあわせ、配慮を要する児童生徒等の学習生活支援を行っております。また今年度、中学校に 1 人ずつ心の教室相談員を配置して、試験的に校内フリースクールを開設したところ、教室に入ることが難しい生徒の学習の場として定着しつつあります。</p> <p>(2) スクールソーシャルワーカーについては、地域自殺対策強化交付金を活用して 1 人を任用し、保護者と学校、関係機関との調整役として活動しております。令和元年度は、年間約 1,100 件（延べ数）の相談や対応に従事しました。また、スクールソーシャルワーカーの他に教育相談員 2 名と作業療法士 1 名が教育相談室に常駐しており、それぞれの役割の中で、個人の特性や家庭状況等に応じた支援を行っております。</p> <p>(3) 今年度は、トイレ洋式化工事、不要備品の廃棄や移転を行って学習室を確保する等の環境改善に取り組みました。専用公用車 2 台を配備し、相談員による家庭訪問や通室児童生徒の活動時の移動等に活用しております。</p> <p>(4) インターネット光回線と LTE 通信可能なタブレット端末を教育相談室に整備しており、町内小中学校と遜色ない環境を整えております。</p> <p>考え方・対応策</p> <p>(1) 不登校傾向には教職員や児童生徒間における人間関係だけではなく、学業不振、経済困窮、疾病、保護者の育児の不得意さなど様々な理由が考えられます。また、各学校には登校ができていても、配慮や支援を必要とする児童生徒も多数在籍しております。今後も各学校の状況を適切に把握し、限られた予算の中で必要な支援をきめ細やかにを行うことを最優先としながら、教育活動指導助手を配置してまいります。</p>	

- (2) 文部科学省による不登校の原因・理由についての調査では、学校に係る状況よりも家庭に係る状況の割合が高いという結果が出ています。不登校の要因は複雑化しており、こうした悩みを抱える児童生徒、そして家庭に対し適切な支援をしていくには外部機関との連携が必須となります。スクールソーシャルワーカーはその調整を行う重要な役割を担っております。また、その他の職種についても、専門的知識と豊かな経験が必要であり、適切な人材の育成や確保を行った上で、財源の確保と拡充等について検討する必要があると考えております。
- (3) 現在の教育相談室の施設は、老朽化による不具合等はあるものの、適度な立地条件と環境が整っており、通室児童生徒と保護者にとって慣れ親しんだ施設となっております。移転等については、立地条件等が整う場所を検討しながら進めるものとし、現施設の維持管理を今後も適切に行いながら、増設ではなく各中学校の校内フリースクールを更に定着させることで、不登校傾向にある児童生徒の学習の場を確保してまいります。
- (4) オンライン学習については、児童生徒が利用できるソフトウェアの導入を進めており、学校だけではなく、インターネット環境があれば家庭や教育相談室でも活用することができます。通室児童生徒が学校と同様に学習を進めることができるよう、環境を整備してまいります。

3 子供の安全対策について (学校教育課・こども未来課)

課題	<p>子供の安全を守るため、保育園、小中学校の周辺や通学路（交差点など）の防犯体制を強化する必要がある。</p> <p>また、地域ぐるみで登下校時の子供の安全を守る意識を高める必要がある。</p>
提言	<p>(1) 小中学校には防犯カメラが一部設置されているが、保育園、小中学校の周辺や通学路（交差点など）にも設置すること。</p> <p>(2) 登下校時の「ながら見守り」活動の啓発を図り、地域による見守り意識を高めていくこと。</p>

現状

- (1) 町内全小中学校の敷地内には、既に設置済みです。保育園には現在、防犯カメラは設置されておりません。
- (2) 登下校時の見守りについては、交通指導員や各学校において交通安全ボランティア等のご協力をいただき、登下校時の安全対策、見守り活動を行っております。

考え方・対応策

- (1) 防犯カメラは犯罪を行おうとする者に対する抑止効果は期待できませんが、設置したからといって安全ということではありません。また、防犯対策への活用が期待できる一

<p>方で不特定多数の住民を撮影することにもなるため、学校敷地外での使用にはプライバシーへの配慮など慎重な運用が必要とされます。防犯カメラはあくまで見守りを補完するものであり、地域での見守り活動が何より重要であると考えます。</p> <p>また、保育園は保護者送迎のため、敷地内における不審者対策の強化が必要と考えておりますので、令和3年度中に保育園敷地内に防犯カメラを設置してまいります。</p> <p>(2) 登下校時の見守り活動については、地域と学校が連携し見守り体制の強化や活動協力の啓発に努めてまいります。</p> <p>また、保育園については令和2年3月に策定しました第2期「那須町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、保育園の周囲で園児等に注意をすべきという意識の啓発等を目的として、保育園付近での散歩等の園外活動等の安全を確保するためキッズゾーンの設定を推進してまいります。</p>	
<p>4 ICT教育の推進について (学校教育課・生涯学習課)</p>	
<p>課題</p>	<p>今年度、タブレット一人1台体制が整うが、更に効果的なICT教育を推進するため、教育環境を整備する必要がある。</p>
<p>提言</p>	<p>(1) ICTや電子教科書を活用した授業への転換を図ること。</p> <p>(2) タブレットの有効活用を図るため、電子黒板を各クラスに配備すること。</p> <p>(3) 児童生徒や教員がICTを活用出来るようにサポート体制を整備すること。</p> <p>(4) タブレットのブルーライトから目を守る対策を行うこと。</p> <p>(5) 児童生徒や保護者と教員とのコミュニケーションツールとしてタブレットの活用も図ること。</p> <p>(6) 町立図書館に電子書籍を整備し、利用できる体制を作ること。</p>
<p>現状</p> <p>(1) 学習指導要領の改訂によりプログラミングを取り入れた授業が必須となり、ICTへの転換は既に国内全体で進んでおります。本町では更に、独自の教育課程「NAiSUタイム」を編成し、小中学校9年間を通して体系的にプログラミング教育を実践する取組み等を進めております。また、今年度は小学校の教科書改訂があり、これに合わせて、全小学校に国語と算数の指導者用デジタル教科書を導入いたしました。</p> <p>(2) 小中学校には、32台の電子黒板と64台の大型モニター、計96台の大型提示装置が導入されております。主に小学校から追加導入の要望が出ており、令和3年度には大型モニター35台を追加し、総数が131台となるよう当初予算を要求しております。</p> <p>(3) 現在、町指導主事とプログラミング教育推進スーパーバイザーが中心となって教員に向けたICT活用事例の情報提供等を定期的に行っています。また、業務委託によるICT支援員の派遣とGIGAスクールサポーターの任用により、児童生徒や教職員のICT活用をサポートしているほか、地域おこし協力隊が中学校を活動拠点としながら、プログ</p>	

プログラミング教育の普及啓発を行っております。

- (4) 現在は全ての児童生徒にタブレット端末が整備されていないため、ブルーライトへの対策は行っておりません。
- (5) 今年度導入するタブレット端末 951 台につきましては、文部科学省の公立学校情報機器整備費補助金を活用し、学習者用コンピューターとして導入するものです。児童生徒（学習者）が学級活動、学習活動におけるコミュニケーションツールとして活用する場合についても、本補助金の趣旨に添うものであると考えます。
- (6) 電子書籍の導入につきましては、導入費・維持管理費等の費用面や電子書籍として提供される数が少ないなどの課題があるため、現在のところ見送っている状況であります。なお、公共図書館の電子書籍の導入割合は、令和 2 年 7 月 1 日現在、全国で 7.2%、県内では 25%となっております。

考え方・対応策

- (1) ICT の活用については、プログラミング教育に限らず教科や単元によって多種多様な方法が考えられます。町では、タブレット端末の特性を生かした授業への転換のため、既に研修会の開催や教員間の情報共有の場を設定しており、引き続き ICT 活用に積極的に取り組む学校の後押しができるよう対応してまいります。また、学習者用デジタル教科書については、学校教育法において授業時間数の 2 分の 1 未満しか使用できないという制約があります。文部科学省は学習者用デジタル教科書を 2024 年度に、まずは小学校の改定教科書の仕様に合わせて本格導入する方針を定めましたので、今後も国の動向を注視しながら、効果的な導入について検討していきたいと考えております。
- (2) 1 人 1 台タブレット端末が整備されることにより、大型モニターとタブレット端末を接続することで電子黒板同等の活用ができることも考えられます。今後のタブレット端末の活用状況をみながら、こうした活用方法を学校へ周知するとともに、既存機器を効果的に利用することで、各クラスへ必要な ICT 機器を配備できるものと考えております。
- (3) タブレット端末が 1 人 1 台導入されますので、各学校への ICT 支援員の派遣時数の拡大等により対応し、児童生徒の操作支援やモラル教育等を行ってまいります。また、機器増加に伴って維持管理が煩雑化しないよう、端末管理ツール (MDM) ですべての端末を一括管理できるよう設定し、教員の負担軽減を図ってまいります。
- (4) 本町で導入している Apple 社製の iPad には「Night Shift(ナイトシフト)」機能があり、設定により画面の色を暖色系に自動的に切り替えことでブルーライトを軽減することが可能です。今後タブレット端末が 1 人 1 台導入されますので、ICT 機器の安心安全な取扱いについて、こうした既存の機能も活用しながら対策を講じてまいります。
- (5) タブレット端末のコミュニケーションツールとしての活用については、利用するソフ

トウェアの選択も重要であります。本町において既に活用している Google 社の「Google for Education」を、今後は児童生徒・教員用のコミュニケーションツールとして運用を進めていくことを考えております。情報はすべてクラウドで一括管理されるため、端末を限定せずに活用することが可能です。保護者と教員の間でも有効であり、保護者は手持ちのスマートフォン等でも利用することができることから、一部の学校において既に運用が始まっております。今後も有効的なソフトウェアの活用方法等について情報提供と運用支援を行ってまいります。

(6) 図書館利用者のニーズを把握するとともに、電子書籍サービスを導入した自治体の有効面等を把握し、これからの図書館サービスの在り方を検討してまいります。